

熊本市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

制定	平成25年	4月	1日	市長決裁
改正	平成25年	8月	30日	建築計画課長決裁 (略)
	平成30年	3月	29日	市長決裁
	令和2年	3月	26日	住宅政策課長決裁
	令和3年	4月	1日	住宅政策課長決裁
	令和4年	3月	24日	住宅政策課長決裁
	令和5年	3月	28日	住宅政策課長決裁
	令和6年	3月	13日	住宅政策課長決裁
	令和7年	3月	24日	住宅政策課長決裁
	令和8年	3月	31日	住宅政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市が社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）等を活用して耐震診断士を派遣し、事業対象住宅について建築物の耐震改修の促進に関する法律（建築物耐震改修促進法）第2条第1項による耐震診断を的確に行うことにより、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修等の促進を図り、もって地震に強い安全で安心なまちづくりを目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 戸建木造住宅

一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を含む住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。

(2) 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会（建築物耐震改修促進法第32条による国土交通大臣指定の耐震改修支援センター。本要綱で「(一財)日本建防協」という。）発行の「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる一般診断法（同診断法に準じた方法を含む）により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(3) 耐震診断ソフト

(一財)日本建防協が提供する「一般診断法による診断プログラム」又は同協会の「木造住宅耐震診断プログラム評価制度要綱」等に沿って「木造住宅耐震診断プログラム」として評価を取得したプログラムで、コンピューター上で起動・稼働するようにパッケージされたアプリケーションソフト（同等の機能を有すると認められるソフトを含む）をいう。

(4) 熊本市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業（本要綱で「本事業」という。）

事業対象住宅へ戸建木造住宅耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う事業をいう。

(5) 戸建木造住宅耐震診断士（本要綱で「耐震診断士」という。）

耐震診断を実施する者として市長が登録した者をいう。

(6) 指定派遣機関

本事業を円滑に実施するために、業務の一部を実施する機関として市長が協定を締結した団体をいう。

(事業対象住宅)

第3条 事業対象住宅は、次の各号の全てに該当する住宅とする。

(1) 熊本市内に存在する戸建木造住宅で、現に居住しているもの又は居住する見込みがあるもの

(2) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの

(3) 平成12年5月31日以前に新築着工したもの

(4) 平成12年6月1日以降に増築した部分の床面積が延べ床面積の2分の1以下のもの

(5) 原則として、建築基準法に係る違反がないもの

(6) 過去に本要綱に基づく耐震診断、及びその他の補助制度等による補助金の交付を受けて耐震診断を行っていないもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が本事業の適用が可能と認める住宅は、事業対象とすることができる。

(事業対象者)

第4条 事業の対象となる者は、住宅の所有者又は所有者と同等と市長が認める者で、市税を滞納していない者とする。

2 前項に規定する市税を滞納していない者とは、滞納している市税について納付又は分納の誓約をし、かつ、市長が当該納付又は分納を履行できると認める者を含むものとする。

(派遣の申込)

第5条 耐震診断士の派遣を受けようとする者(本要綱で「申込者」という。)は、所定の申込書(様式第1号)に図面がある場合は図面を添えて、市長に提出することとする。

(派遣の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申込を受けたときは、その内容を審査し、耐震診断士派遣決定(不決定)通知書(様式第3号)により決定又は不決定の旨を申込者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による決定の内容を変更するときは、耐震診断士派遣変更通知書(様式第4号)により同項の規定による決定を受けた者(本要綱で「事業実施者」という。)に通知するものとする。

(派遣に要する費用)

第7条 耐震診断士の派遣に要する費用は次の各号に掲げる区分に応じた額とする。

(1) 図面が無い場合 161,000円(うち、事業実施者の個人負担金として5,000円を徴収)

(2) 図面が有る場合 146,000円(うち、事業実施者の個人負担金として5,000円を徴収)

2 事業対象住宅が前項に規定する区分のいずれに該当するかは市長が決定するものとする。

(派遣の辞退)

第8条 事業実施者は、事情により耐震診断を中止し、又は取り止めるときは、速やかに耐震診断派遣中止(辞退)届(様式第5号)を市長に提出しなければならないこととする。

(派遣の取消し)

第9条 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正の行為により第6条第1項の規定による決定を受けたとき。

(2) 耐震診断士から「熊本市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の運用要領」第12条第5項による耐震診断対象外住宅の報告を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による派遣の取消しをしたときは、耐震診断士派遣取消通知書(様式第6号)により事業実施者に通知するものとする。

(事業実施者に対する助言等)

第10条 市長は、耐震診断の結果報告書に基づき、当該住宅の地震に対する安全性の確保・向上が図られるよう、事業実施者に対して必要な助言等を行うことができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年10月6日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日以降に派遣決定される事業について適用し、同日前に派遣決定された事業については、なお従前の例による。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。